

仕 様 書

1. 委託業務名 大山町外国語指導助手業務

2. ALTの配置先 大山町内小・中学校

3. ALTの配置日、配置時限

・配置を要さない日

- ① 夏季・冬季休業日
- ② 学年末休業日
- ③ 土・日曜日および祝日（これらの日に配置した場合は、週日に配置を要さない日を代わりに定める）

・配置日数 200日間以上

・配置時限 午前8時30分から午後5時までの間で、6時間以上とする
(授業は週20時間程度とする)

4. ALTの配置予定数 7名

配置校	授業時間
中山小学校	週 20 時間程度
名和小学校	週 20 時間程度
大山小学校	週 20 時間程度
大山西小学校	週 20 時間程度
中山中学校	週 20 時間程度
名和中学校	週 20 時間程度
大山中学校	週 20 時間程度

5. 配置ALTの条件

- ① 英語を母国語または公用語とし、現地大学以上の教育機関を卒業したものまたは、現地大学の大学生で適切なビザにより日本に招聘されたもの
- ② 働くのに適したビザを持つもの

- ③ 日常会話程度の日本語ができるもの
- ④ 教育委員会の必要とする水準の教授技術を持つもの
- ⑤ 他の教職員と協調しながら、熱意をもって外国語活動や国際理解教育を推進するもの
- ⑥ 当該事業の信用を傷つける恐れのないもの
- ⑦ その他教育委員会と委託業者で合意する条件に沿うもの

6. 業務内容

- (1) 外国語指導助手は、配置された学校において、次に掲げる業務を行う。
 - ① 小学校の「外国語活動」(3、4年生各週1時間)「外国語」(5、6年生各週2時間)の時間及び中学校の英語科の授業における指導(ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメント等)
 - ② 道徳、特別活動、総合的な学習等における国際理解に関する授業の指導
 - ③ 小学校の外国語活動教材及び中学校の英語教材の作成および提供
 - ④ スピーチコンテスト、クラブ活動等、授業外での児童、生徒の英語活動に関する指導
 - ⑤ 教員に対する英会話研修
 - ⑥ 学校行事への協力
 - ⑦ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等の作成時の情報提供及び企画提案
 - ⑧ 英語力測定テスト等の実施及び当該テストの採点及び事後指導
 - ⑨ 授業の反省、分析及び評価への参加、授業に関する情報提供並びに学習指導に関するノウハウの提供
 - ⑩ 月例業務実施報告書の作成及び提出
 - ⑪ その他、大山町教育委員会又は学校長が必要と認め、委託者及び受託者がその処理について合意した業務
- (2) 委託者は、業務に係る授業を実施するに当たり、当該授業の担当教員が作成する授業計画を、授業開始前に受託者に通知する。また、当該担当教員が授業計画を実施している最中に当該授業計画を変更する場合には、その旨を受託者に通知する。
- (3) 業務を処理する上での注意事項
 - ① 受託者及び外国語指導助手は、業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
 - ② 受託者は、業務の処理において、外国語指導助手に宗教活動及び政治活動を行わせてはならない。

7. 委託料について

① 委託料

業務を処理するための一切の経費を含むものとし、受託者は、ALTの配置に関し、追加の請求を行わないこととする。

② 委託料の上限 100,683,000円（3年分、消費税及び地方消費税を含む）

8. 本業務の契約方法と履行期間

①契約方法は、公募型ポロポーザル方式で採用した業者と随意契約を行う。

②その履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

9. その他の留意事項

(1) 受託者は、本町が要請する場合のほか、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。なお、本業務の実施にあたっては、本町教育委員会事務局幼児・学校教育課を担当窓口とし、十分な連絡、調整、協議を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、本町及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。

(3) 本業務により知り得た情報等は、秘密を厳守すること。

(4) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、本町の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(5) 労働基準法等（特に労働者派遣法）に抵触することのない体制を確保し、指示命令系統を明確にすること。

(6) 業務処理における外国語指導助手の疾病、負傷、傷害又は死亡については、受託者が、その補償について対応するものとする。業務を処理するための移動中の災害についても同様とする。

(7) 外国語指導助手が、業務処理において明らかに委託者に責任があると認められる災害に遭った場合における補償については、委託者と受託者とが協議して決定するものとする。

(8) (5) に掲げる事態又はその他の緊急事態が生じたときは、受託者は、委託者の求めに応じて2時間以内に現地に赴き、事態の收拾又は改善を図らなければならない。